

日本・東京都産業労働局と ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州 経済・イノベーション・デジタル化・エネルギー省との 中小企業の相互支援におけるより緊密な協力に関する覚書

本覚書には、日本の東京都産業労働局とドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン州経済・イノベーション・デジタル化・エネルギー省（以下、各々を指す場合は「当事者」、両方を指す場合は「両当事者」という。）の共通の了解事項が記載されている。両当事者は、双方の中小企業が相互の市場に進出し、業務提携・共同研究によるイノベーションの促進や直接投資による雇用の創出を行うことを目的として、以下の内容に共に取り組んでいくことを決定した。

1 取組事項

両当事者は共に、またそれぞれの地域の連携先や関連団体等の協力を得て、連携して事業に取り組む。当事者それぞれが、地域への進出・市場参入・投資を容易にするための強固な地域内ネットワークの形成により、他方の当事者の地域の中小企業に対する支援体制を構築する。受入当事者の体制による支援を受ける中小企業は、製品やサービスにおけるイノベーション、海外との事業連携、新規市場への事業展開を模索している企業とする。以下の取組事項は、海外の中小企業に対し、両当事者が実施可能な内容のうち主だったものである。

- (1) 海外の中小企業に対する支援機関・支援者情報の提供及び紹介
- (2) 関連する地域の関係機関・関係者に対する事業周知
- (3) 海外の中小企業による会社設立や販路開拓に必要な書面作成支援を含む受入市場における行政手続支援
- (4) 受け入れ地域で予定されているビジネスマッチングイベント、関連する産業の見本市・展示会、商品・サービスの展示スペースに関する情報提供
- (5) 海外の中小企業の現地エコシステムへの参入を促進するため、地元の企業、スタートアップ、投資家及び大学との関係構築支援
- (6) 海外の中小企業の従業員とその家族に向けた日常生活全般に関する情報提供（医療、教育及び居住関連手続きを含む。）

上記のサービスは全て海外の中小企業にとっての母国語または英語で提供されるものとする。

東京とノルトライン＝ヴェストファーレンにはいずれも多種多様な産業・分野が存在することを考慮し、予定する協力内容は原則的に、特定の産業・分野に限定しない。

2 連絡窓口

本覚書に基づく全ての調整及び情報交換は、以下の機関によって行われる。

- －ノルトライン＝ヴェストファーレン州：経済・イノベーション・デジタル化・エネルギー省（ロケーションマーケティング・開発部門）、NRW.Global Business GmbH及びNRW.Global Business Japan (NRW Japan K.K.)
- －東京都：産業労働局商工部

東京におけるノルトライン＝ヴェストファーレンの中小企業の支援に関しては、商工部が必要に応じて東京都の所管部署を紹介する。

上記に加え、両当事者は、地域の基礎自治体の産業振興部門、商工会議所、産業クラスター、対外貿易機関などを想定した強力な地域支援体制の構築を目指す。

3 有効期間

本覚書は、その署名の日から効力を発し、当初有効期間は、2023年3月31日までとする。ただし、一方の当事者が他方に本覚書に基づく協力関係の停止を申し出ない限り、本覚書は、引き続き同一条件をもって延長されるものとする。協力関係の停止を申し出る場合には、期間満了日の6か月前までに、書面により通知する必要がある。

4 最終規定

- (1) 本覚書は、東京とノルトライン＝ヴェストファーレンの中小企業支援における協力をより緊密なものにすることを目的としている。
- (2) 本覚書は、いずれの当事者をも法的に拘束するものではない。また、いずれの当事者に対してもいかなる金銭的責務を課するものではない。
- (3) 本覚書の解釈や実行にあたり、定めのない事項または解釈に疑義を生じる事項が生じた場合は、両当事者間の協議によって解決を図るものとする。
- (4) 本覚書は、両当事者間又はノルトライン＝ヴェストファーレン州もしくは東京都の他の省庁・部局や機関の間の既存の取り決め又は覚書を排除するものではない。
- (5) 各当事者は、裁量により、それぞれの財源と人員の範囲内で、各当事者の法規制に従い、本覚書に基づく協力事業を実施する。

本覚書は、双方同等な日本語及びドイツ語の書面各2通を以て、2021年5月31日東京及びデュッセルドルフにて署名された。

東京都産業労働局

ノルトライン＝ヴェストファーレン州
経済・イノベーション・デジタル化・
エネルギー省

産業労働局長 村松 明典

大臣 Andreas Pinkwart